**平成２７年度　肺がん検診の事業評価のためのチェックリスト調査結果**

仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目の記載状況について

　市町村が、検診機関と委託契約を結ぶ際に仕様書に明記すべき必要最低限の項目が国の「我が国におけるがん検診事業評価の在り方について」から示されています。この項目について市町村が委託契約にあたり仕様書等で確認できているかを調査しました。大阪府内４３市町村中４２市町村が仕様書を作成しており、各項目を仕様書に明記している場合に「はい」と回答しています。

**１　各項目の集計結果**









**２　まとめ**

　市町村が検診を委託する上で、検診実施機関において適切な検診が実施されるためには、市町村の役割と検診実施機関の役割をあらかじめ明確にし、実施すべき項目を網羅する仕様書を作成することが重要となります。

　読影の項目について３２の市町村で全項目を仕様書に明記していますが、これは仕様書を作成している市町村の７６．２％にあたります。また、読影医について定めた項目については、４０の市町村が仕様書に明記しており、Ｘ線検査における精度管理体制の整備に努めていることがわかります。

また、がん検診事業を評価するうえで、要精検とされた方が適切に精検を受診し、がんの有無を確定することは、検診の意義や、検診の精度管理において大変重要といえます。

受診者への説明や、システムとしての精度管理における精検実施機関からの結果の報告の項目については、確実に実施されるよう仕様書に明記するとともに、精検結果が確実に報告されるよう検診システムを構築し、市町村と検診機関との役割を明確にすることが必要です。